

## 第2章 合併の経緯

## 第2章 合併の経緯

### 1 合併の背景

この1町2村は、郡こそ東茨城郡と西茨城郡に分かれているが、常北町と桂村は国道123号及び一般県道錫高野石塚線で、桂村と七会村は一般県道阿波山徳蔵線で、七会村と常北町は主要地方道水戸茂木線でそれぞれ結ばれており、古くから歴史的・経済的に結びつきが強く、地域住民の日常生活においても活発な交流が行われている。

このようなことを踏まえ、昭和37年5月21日には常北町、桂村、御前山村、七会村で城北共同放牧一部事務組合を設立し、昭和63年4月1日には組合再編により城北地方広域事務組合と名称を変更し、これまでに、ごみ・し尿処理、国民宿舎「御前山荘」及び和牛の共同放牧場の管理運営等を共同で処理している。

### 2 合併を必要とした理由

昭和の大合併から50年経ち、その間、事務事業の広域的共同処理を図ってきたところであるが、少子・高齢化の進行や住民ニーズの多様化、厳しい財政状況など地方を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、地方分権に対応できる組織機構を構築する必要があり、また、財源確保の観点から、効率的でかつ充実した行政組織を構築し、その効率化によって捻出された財源により、行政サービスの維持・向上を図ることが、行政側の責務であり、地域住民が期待するところである。

また、当地域は、歴史的な経過や一部事務組合を通じた行政上の取組みから、一体性が極めて高い地域である。

これらを背景とし、合併協議会を通して協議を進めてきたところ、結果として、地域の一体的整備と地方自治法で規定される住民福祉の増進、効率化による経費の節減、組織と運営の合理化の必要性から1町2村が合併することが必要との判断に至った。

3 任意協議会設置までの各町村における合併の検討

(1) 3 町村の合併推進に係る主な経過

期 日	内 容
<b>平成 13 年</b>	
7 月 12 日	北部四町村長(常北町・桂村・御前山村・七会村)・助役・総務課長会議 ・「広域行政について」
8 月 23 日	北部四町村長・助役・総務課長会議 ・「広域行政について」 ・「研修会：合併特例法及び県内合併情勢について」
12 月 4 日	北部四町村長・助役・総務課長会議 ・「広域行政について」
<b>平成 14 年</b>	
5 月 1 日	北部四町村長・議長・副議長会議 ・「現在までの経緯について」 ・「各町村の状況と意見交換について」 ・「四町村の主要概要について」 ・「今後の進め方について」
8 月 9 日	城北四町村長懇談会 ・「広域行政について」
9 月 24 日	城北四町村長・助役・正副議長会議 ・「各町村の状況と意見交換について」
10 月 17 日	第 1 回城北四町村合併研究会
10 月 31 日	城北四町村長会議
11 月 25 日	第 2 回城北四町村合併研究会
12 月 24 日	第 3 回城北四町村合併研究会 御前山村が正式に離脱
<b>平成 15 年</b>	
1 月 20 日	北部四町村長・議長・副議長会議 ・「広域行政について」
1 月 29 日	第 4 回城北四町村合併研究会
2 月 24 日	第 5 回城北四町村合併研究会
2 月 28 日	1 町 2 村長（常北町・桂村・七会村）会議
3 月 5 日	城北四町村長会議 ・「広域行政について」
3 月 20 日	1 町 2 村長（常北町・桂村・七会村）・助役・議長・副議長会議 ・「任意協議会の設置」について
3 月 28 日	1 町 2 村長（常北町・桂村・七会村）会議 ・「合併推進協議会（任意協議会）の設置について」

(2) 常北町における主な取り組み

市町村合併に関する町民意識調査の実施

【調査の概要】

調査期間：平成14年11月18日～11月29日

配布数：3,000通（18歳以上無作為抽出）

回収数：1,410通

回収率：47.2%

【調査結果（抜粋）】

<問1：年齢>

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
回答数	37人	121人	157人	246人	274人	266人	305人	4人
割合	2.6%	8.6%	11.1%	17.5%	19.4%	18.9%	21.6%	0.3%

<問2：性別>

区分	男	女	無回答
回答数	703人	686人	21人
割合	49.9%	48.6%	1.5%

<問5：常北町の合併は必要か>

区分	合併は必要	合併は必要ない	どちらともいえない
回答数	1,002人	220人	188人
割合	71.1%	15.6%	13.3%

<問6：常北町としてどういう市町村合併を望むか（問5で合併必要との回答者）>

区分	水戸市との合併	城北4町村との合併後、水戸市と合併	城北4町村との合併	その他
回答数	557人	213人	213人	19人
割合	55.5%	21.3%	21.3%	1.9%

<問7：合併の時期（問5で合併必要との回答者）>

区分	特例法内の合併	急ぐ必要ない	無回答
回答数	835人	130人	37人
割合	83.3%	13.0%	3.7%

<問8：合併は必要ないという理由（問5で合併必要ないとの回答者）>

区分	生活格差が生じる	意見が反映されにくくなる	役所が遠くなる	行政サービスの不安	地域性がなくなる	地域社会の崩壊	名称がなくなるのが寂しい	その他	無回答
回答数	81人	24人	63人	116人	36人	42人	44人	14人	20人
割合	18.4%	5.5%	14.3%	26.4%	8.2%	9.5%	10.0%	3.2%	4.5%

## 合併住民懇談会の開催

市町村合併に関する町としての今後の取組状況を説明し、住民の理解と協力をいただくとともに、合併への意見を広く聴取するため、市町村合併住民懇談会を次のとおり開催した。

日時	地区	対象地域	会場	参加者
平成 15 年 3 月 20 日 18:00 ~	石塚	石塚一区, 新町区, 石塚二区, 石塚三区, 石塚西区, 石塚四区, 石塚五区	コミュニティセンタ ー常北研修室	15 人
3 月 25 日 18:30 ~	石塚の一部, 那珂西, 上泉	石塚六区, 大堀区, 石塚七区, 那珂西一区, 中妻区, 那珂西二区, 那珂西三区, 上泉区	コミュニティセンタ ー常北研修室	14 人
3 月 26 日 18:30 ~	小松	増井一区, 増井二区, 磯野区, 上入野一区, 上入野二区	小松小学校体育館	12 人
3 月 27 日 18:30 ~	青山	上青山区, 下青山区, 春園区, 小坂区, 勝見沢区	青山小学校体育館	16 人
3 月 28 日 18:30 ~	古内	上古内区, 下古内一区, 下古内二区, 下古内三区	古内小学校体育館	12 人
3 月 30 日 10:00 ~	全町	全町区域	コミュニティセンタ ー常北研修室	8 人
3 月 30 日 14:00 ~	全町	全町区域	コミュニティセンタ ー常北研修室	3 人

### < 市町村合併住民懇談会次第 >

- 1 開会
- 2 あいさつ(町長)
- 3 資料説明(合併の必要性, 3 町村の概要, 住民アンケート結果等)
- 4 意見交換
- 5 その他
- 6 閉会

## 合併の枠組みに関する合意形成経過

### < 水戸市・常北町合併協議会の設置と協議の休止 >

常北町では、平成 7 年 8 月に全国初の住民発議が行われ、同年 12 月の水戸市、常北町の議会の議決を経て、「水戸市・常北町合併協議会」が設置された。

合併協議会は、平成 8 年 2 月から平成 11 年 2 月まで 15 回にわたる協議会が開催されたが、常北町側が建設計画素案を水戸市に提出しなかったことから、第 13 回協議会以降は実質審議が停止し、平成 11 年 2 月の第 15 回合併協議会で協議会の休止が決定した。

### < 城北 4 市町村での合併に向けた取り組みと新町長の誕生 >

水戸市との協議会休止後、市町村合併の動きが高まる中、平成 13 年 7 月に常北町・桂村・七会村・御前山村による北部四町村長・助役・総務課長会議が開催された以降、城北 4 町村により、議会も含め、合併に関する調査・研究が行われた。

こうした中、御前山村では平成 14 年 6 月に実施した合併に関する住民アンケート調査の結果、住民の約 7 割が大宮方面での合併を希望したことから、平成 14 年 8 月には御前山村は大宮地方 4 町村による合併推進懇話会に加入することとなった。

さらに、常北町では、平成 14 年 7 月の常北町長選挙において、水戸市との合併を志向する三村氏が当選したことから、城北地方 4 町村による合併の枠組みは、流動的な状況となった。

#### <常北町・桂村・七会村による合併枠組みの決断>

平成 14 年 7 月の町長選挙で当選した三村常北町長は、水戸市との合併を志向していたことから、非公式に水戸市の意向を確認したところ、休止した合併協議会の経過もあり水戸市としては常北町との合併には積極的ではないことがわかり、合併特例法の期限内での水戸市との合併の可能性は極めて低いものとなった。

また、大宮地方の合併推進懇話会に参加していた御前山村は、平成 14 年 12 月に城北地方の合併の枠組みから正式に離脱を表明した。

こうした中、近年、町財政の緊縮化が課題となっていた常北町では、将来的に合併するのであれば、各種の財政支援がなされる合併特例法の期限内に合併すべきと判断し、平成 15 年 3 月に、昔から広域事務組合で事務の共同処理を行い、住民アンケート調査で大多数の住民が常北町を合併の相手先に選んでいる桂村、七会村との合併推進を表明するにいたった。

### (3) 桂村における主な取り組み

#### 市町村合併に関する住民意識調査の実施

##### 【調査の概要】

調査期間：平成 14 年 8 月 12 日～8 月 23 日

配布数：2,000 通（16 歳以上無作為抽出）

回収数：852 通

回収率：42.6%

##### 【調査結果（抜粋）】

#### <問 1 >

##### （性別）

区分	男	女	無回答
回答数	392 人	361 人	99 人
割合	46.0%	42.4%	11.6%

##### （年齢）

区分	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上	無回答
回答数	58 人	67 人	77 人	135 人	147 人	155 人	205 人	8 人
割合	6.8%	7.9%	9.0%	15.8%	17.3%	18.2%	24.1%	0.9%

< 問 5 : 桂村の合併は必要か >

区 分	必要	検討する必要がある	必要ない	どちらともいえない	無回答
回答数	285 人	246 人	166 人	133 人	22 人
割合	33.4%	28.9%	19.5%	15.6%	2.6%

< 問 9 : 桂村としてどういう合併の組み合わせを望むか >

区 分	城北	御前山	七会	大宮	常北・御前山	常北・御前山・七会	常北・水戸
回答数	93 人	8 人	5 人	36 人	98 人	155 人	137 人
割合	10.9%	0.9%	0.6%	4.2%	11.5%	18.2%	16.1%

御前山・大宮	常北・笠間	大宮・那珂・瓜連	水戸広域	大宮広域	合併しない	その他	無回答
35 人	3 人	6 人	103 人	52 人	76 人	11 人	34 人
4.1%	0.4%	0.7%	12.1%	6.1%	8.9%	1.3%	4.0%

市町村合併に関する懇談会の開催

日時	会場	参加者
平成 15 年 2 月 15 日 13:00 ~	坏地区公民館	30 人
2 月 16 日 10:00 ~	岩船地区公民館	40 人
2 月 16 日 14:00 ~	中央公民館	24 人

< 市町村合併懇談会次第 >

- 1 開会
- 2 あいさつ(村長)
- 3 経過報告
  - (1) 市町村合併に関する経過について
  - (2) 市町村合併アンケート結果について
- 4 意見交換・質疑
- 5 その他
- 6 閉会

合併の枠組みに関する合意形成経過

< 城北 4 市町村での合併に向けた取り組み >

市町村合併の動きが高まる中、平成 13 年 7 月に常北町・桂村・七会村・御前山村による北部四町村長・助役・総務課長会議が開催された以降、城北 4 町村により、議会も含め、合併に関する調査・研究が行われた。

こうした中、御前山村では平成 14 年 6 月に実施した合併に関する住民アンケート調査の結果、住民の約 7 割が大宮方面での合併を希望したことから、平成 14 年 8 月には御前山村

は大宮地方4町村による合併推進懇話会に加入することとなった。

さらに、常北町では、平成14年7月の常北町長選挙において、水戸市との合併を志向する三村氏が当選したことから、城北地方4町村による合併の枠組みは、流動的な状況となった。

#### <常北町・桂村・七会村による合併枠組みの決断>

平成14年7月の常北町長選挙で当選した三村氏は、水戸市との合併を志向していたことから、非公式に水戸市の意向を確認したところ、休止した合併協議会の経過もあり水戸市としては常北町との合併には積極的ではないことがわかり、合併特例法の期限内での水戸市との合併の可能性は極めて低いものとなった。

また、大宮地方の合併推進懇話会に参加していた御前山村は、平成14年12月に城北地方の合併の枠組みから正式に離脱を表明した。

こうした中、桂村では、平成14年8月に実施した住民アンケート調査の結果を踏まえ、人的交流、行政的な結びつきが強い城北地域での合併を念頭に各種の財政支援がなされる合併特例法の期限内に合併すべきと判断した。

さらに、平成15年2月に、地区ごとに市町村合併に関する懇談会を開催し、これまでの経緯を説明し住民の理解を得て、常北町、七会村との合併推進に至った。

#### (4) 七会村における主な取り組み

##### 合併住民懇談会の開催

市町村合併に関し、合併の一般的な概要と現在までの村の取組状況を説明し、今後の合併推進に対し、住民の理解と協力を得るため、次のとおり住民懇談会を開催した。

日時	会場	地区	参加者
平成14年 6月24日 ~	花山体育館	塩子地区	85名
6月28日 ~	中央公民館	小勝地区	38名
6月29日 ~	中央公民館	五字地区	50名

#### <合併に関する住民説明会次第>

- 1 開会
- 2 村長あいさつ
- 3 村議会議長あいさつ
- 4 協議事項  
市町村合併について(一般論と推進状況)
- 5 質疑
- 6 その他
- 7 閉会

## 合併住民説明会の開催

市町村合併は、行政・議会・住民が三者一体となり進めていくものであり、城北地域への合併意向に関する住民のコンセンサスを得るため、次のとおり住民説明会を開催した。

日時	会場	地区	参加者
平成 14 年			
10 月 18 日 19:00～	中央公民館	五字地区	52 名
10 月 19 日 19:00～	保健福祉センター	小勝地区	48 名
10 月 20 日 19:00～	花山体育館	塩子地区	62 名

### < 合併に関する住民説明会次第 >

- 1 開会
- 2 村長あいさつ
- 3 議会議長あいさつ
- 4 協議事項  
市町村合併の方向性について
- 5 質疑
- 6 その他
- 7 閉会

## 市町村合併に関する住民アンケート調査の実施

### 【調査の概要】

調査期間：平成 14 年 11 月 27 日～12 月 5 日

配布数：1,992 通（20 歳以上の全村民）

回収数：1,374 通

回収率：68.98%

### 【調査結果（抜粋）】

#### < 問 1 >

##### （性別）

区分	男	女	無回答
回答数	652 人	670 人	52 人
割合	47.4%	48.8%	3.8%

##### （年齢）

区分	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上	無回答
回答数	163 人	128 人	238 人	228 人	208 人	398 人	11 人
割合	11.9%	9.3%	17.3%	16.6%	15.1%	29.0%	0.8%

< 問 2 : 市町村合併の時期 >

区 分	1 H17年3月までに合併	2 特例法に限らないが合併	3 合併には反対	4 よくわからない	5 無回答
回答数	707人	294人	85人	158人	130人
割合	51.4%	21.4%	6.2%	11.5%	9.5%

< 問 3 : 今回村が表明した「城北地域」への合併方向性について賛成か、反対か >

区分	賛成	反対	無回答	計
問2で1に をつけ、問3で城北地域への方向性に	439人	249人		688人
問2で2に をつけ、問3で城北地域への方向性に	136人	145人		281人
問2で合併そのものに反対と回答したもの	-	-	-	27人
問2でよくわからないと回答したもの	-	-	-	97人
小 計	575人	394人		1,093人
賛成・反対の割合 / 969人 (575 + 394)	59.34%	40.66%		
問2が無回答で城北地域の合併方向性に	55人	36人		91人
問2で1・2に回答し城北地域の合併方向性に	17人	4人		21人
問2で4に回答し城北地域の合併方向性に	28人	33人		61人
問2で1・4に回答し城北地域の合併方向性に	1人	1人		2人
問2で2・4に回答し城北地域の合併方向性に	1人	1人		2人
問2で3に回答し城北地域の合併方向性に	3人	58人		61人
問2で1・3に回答し城北地域の合併方向性に	1人			1人
問2で1・2に回答し城北地域の合併方向性に	-	-	32人	32人
問2・3で無回答	-	-	10人	10人
小 計	106人	133人	42人	281人
合 計	681人	527人	42人	1,374人
賛成・反対の割合 / 1,208人 (681 + 527)	56.37%	43.63%		

合併の枠組みに関する合意形成経過

< 笠間地方広域行政研究会における調査・研究 >

平成 13 年 5 月、笠間市、友部町、岩間町、内原町、七会村の担当課長による広域行政研究会が設置されて独自にケーススタディ事業を実施するなど、首長、議会も含めた合併に関する調査・研究が行われた。

そうした中、平成 14 年 7 月に首長、議長による市町村合併研究会が開催され、笠間市、友部町、岩間町による枠組みが合意され、七会村、内原町に対しては 8 月を目途に枠組みへの参加の意向を回答することで、研究会を解散した。

平成 14 年 9 月に入り、内原町は水戸市と、七会村は城北地域との合併意向を表明し、3 市町の枠組みから離脱したことから、同年 10 月には笠間市、友部町、岩間町による任意協議会が設置されたが、合併時期や名称等の問題を背景に笠間市が早期に離脱し、10 月 21 日に任意協議会は解散した。

### <城北地方での合併に向けた村内の合意形成>

合併の調査・研究に関し、七会村は平成13年の5月に笠間地方、同年7月には7月には城北地方の研究組織に参加したが、これは、同村が古くは水戸藩、笠間藩に分かれていたことや広域事務は、笠間地方、城北地方それぞれで共同処理を行うなど、両地方との交流があったことが背景としてあった。

こうした中、笠間地方の検討組織では、内原町が水戸市と、笠間市、友部町、岩間町は3町村での枠組み形成を図ったことから、七会村としても枠組みについての決断を迫られ、平成14年9月に村長、議会議長の連名で、全町民に対し、将来水戸市との合併を睨んだ城北地方への参画を表明するに至った。

その後、合併の枠組みに関する住民アンケート調査や住民説明会を開催し、住民の意向把握や理解に努めたが、城北地方での合意形成は村を二分する議論となった。

こうした中、平成15年4月に統一地方選挙による村長選挙が行われ、城北地方での合併を志向する現職と笠間地方での合併を志向する候補が合併を争点に選挙戦を展開した。

選挙結果は、城北地方での合併を志向する候補が全体の約6割を得票し、村を二分した枠組みの議論は一応の判断がなされた。

#### 4 常北町・桂村・七会村合併推進協議会（任意協議会）の設置と協議経過

各町村での合併に向けた合意形成の結果、平成 16 年 3 月 20 日に「1 町 2 村長・助役等・議長・副議長会議が開催され、任意協議会設置に関する合意がなされ、それを受け、平成 15 年 3 月 28 日に 1 町 2 村長会議を開催し、常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)が設置された。

##### (1) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会の組織

###### 規約

###### 常北町・桂村・七会村合併推進協議会規約

###### (設置)

第 1 条 常北町、桂村、七会村（以下「1 町 2 村」という。）は、1 町 2 村での合併推進に係る基本的事項等について研究、協議を行うため、常北町・桂村・七会村合併推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

###### (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について研究、協議する。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) 1 町 2 村の建設計画等に関する事項
- (3) その他合併に関し必要な事項

###### (組織)

第 3 条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 1 町 2 村の長 3 名
- (2) 1 町 2 村の議会の議長及び副議長 6 名
- (3) 1 町 2 村の議会がそれぞれ推薦する議員 各町村 1 名
- (4) 1 町 2 村の長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者 各町村 2 名
- (5) 1 町 2 村の長が協議して定めた茨城県職員 1 名

###### (役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 2 名
  - (3) 監 事 2 名
- 2 会長及び副会長は、1 町 2 村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 監事は、委員の互選により選出する。

###### (役員の仕事)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

###### (会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。

###### (関係職員の出席)

第 7 条 協議会は、必要に応じて 1 町 2 村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求める

ことができる。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、1町2村の長が協議して別に定める。

(事務局)

第9条 協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長が属する町村に置く。

3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第10条 協議会の事務に従事する職員は、1町2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第11条 協議会に要する経費は、1町2村の長が協議して負担する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年3月28日から施行する。

2 この規約は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく合併協議会が設置された日に、その効力を失う。

## 委員名簿

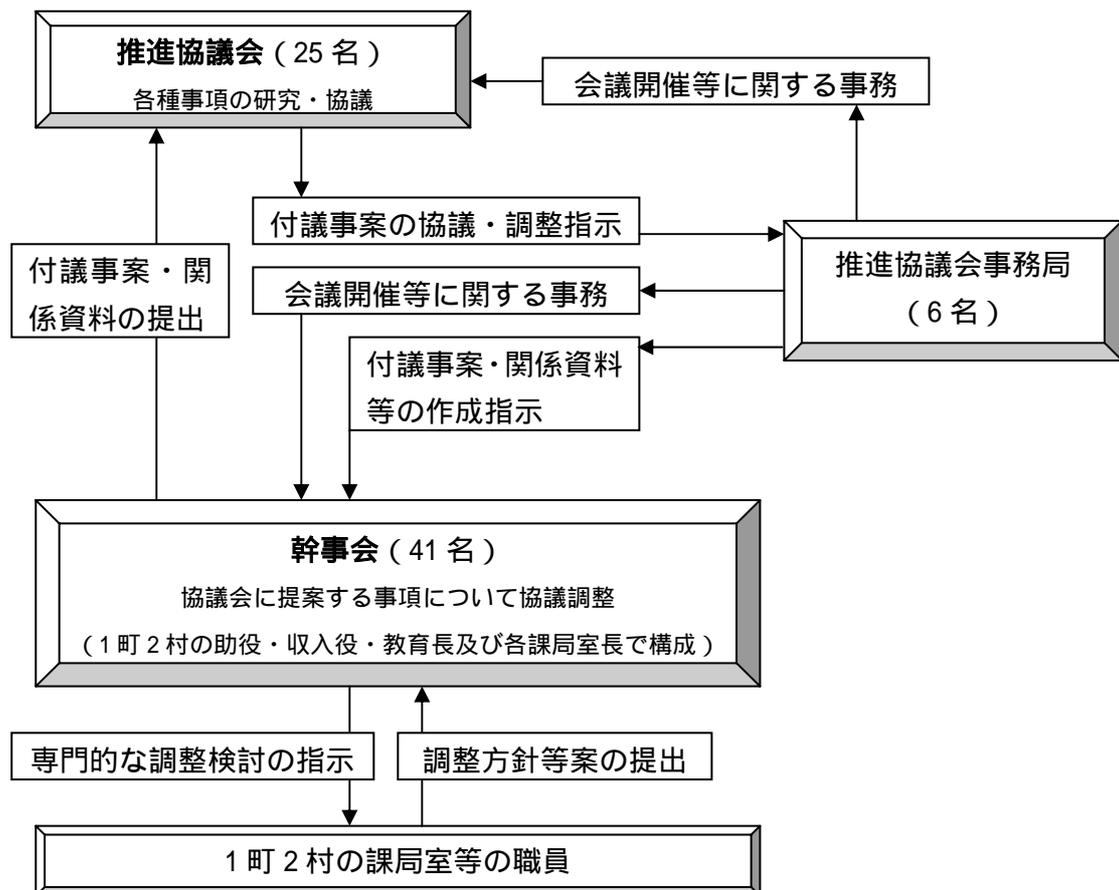
### <常北町・桂村・七会村合併推進協議会委員名簿>

(25人)

区 分	役 職	氏 名	備 考	
常 北 町	町 長	三 村 孝 信	会長	
	議会議長	園 部 静		
	議会副議長	永 山 高 男		
	議会議員(1名)	鯉 淵 秀 雄		
桂 村	村 長	金 長 義 郎	副会長	
	議会議長	会 沢 弘 次		
	議会副議長	広 木 袈裟男		
	議会議員(1名)	高 堀 七 郎		
七 会 村	村 長	阿久津 藤 男	副会長	
	議会議長	清 水 進 喜		平成15年5月22日まで
	議会議長	福 田 定 夫		平成15年5月23日から
	議会副議長	阿久津 尚 一		平成15年5月22日まで
	議会副議長	大座畑 洋 二		平成15年5月23日から
	議会議員(1名)	福 田 定 夫		平成15年5月22日まで
	議会議員(1名)	金 子 栄 治		平成15年5月23日から

学識経験者	住民代表（常北町）	所 周 造	
	住民代表（常北町）	大 越 止 男	
	住民代表（常北町）	一 木 邦 彦	
	住民代表（常北町）	富 永 雅 子	
	住民代表（桂 村）	平 山 力	
	住民代表（桂 村）	川野辺 博	
	住民代表（桂 村）	鈴 木 裕 司	
	住民代表（桂 村）	大 森 久 子	
	住民代表（七会村）	青 木 新三郎	
	住民代表（七会村）	清 水 良 一	
	住民代表（七会村）	大 塚 啓 司	
	住民代表（七会村）	阿久津 理 子	
茨城県職員	園 部 実	県北地方総合事務所総務課 企画振興室長	

組織体制



( 2 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会での協議

第 1 回常北町・桂村・七会村合併推進協議会

- 1 開会
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 委員の紹介及び委嘱状の交付
- 4 事務局職員の紹介
- 5 報告事項
  - ( 1 ) 合併推進に係る経過について
  - ( 2 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会規約について
  - ( 3 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会幹事会規程について
  - ( 4 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会事務局規程について
  - ( 5 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会会計規程について
  - ( 6 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議運営規程について
  - ( 7 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議傍聴規程について
- 6 協議事項
  - ( 1 ) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会監事の選出について
  - ( 2 ) 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併推進協議会事業計画 ( 案 ) について
  - ( 3 ) 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併推進協議会予算 ( 案 ) について
- 7 確認事項
  - ( 1 ) 第 2 回常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議について
- 8 その他
- 9 閉会

第 2 回常北町・桂村・七会村合併推進協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 市町村合併に関する研修会  
「市町村合併を巡る最近の動向等について」  
講師 茨城県総務部市町村課広域行政推進室長 岡田 克幸 氏
- 4 報告事項
  - ( 1 ) 事務事業現況調査について
- 5 研究事項
  - ( 1 ) 合併に関する基本的事項について ( 合併協定項目 , 合併の方式 , 合併の期日 , 新町の名称 , 新町の事務所の位置 )
- 6 確認事項
  - ( 1 ) 第 3 回常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議について
- 7 その他
- 8 閉会

### 第3回常北町・桂村・七会村合併推進協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員の紹介及び委嘱状の交付
- 4 報告事項
  - (1) 事務事業現況調査の結果について
  - (2) 近年における他地域(町村)の事例について
- 5 協議事項
  - (1) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会監事の選出について
  - (2) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会の取り扱いについて
- 6 研究事項
  - (1) 常北町・桂村・七会村合併協議会設置に係る準備研究について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会規約(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会幹事会規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会事務局規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会財務規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会会議運営規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会会議傍聴規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会会議録等閲覧規程(案)について
    - 常北町・桂村・七会村合併協議会小委員会規程(案)について
    - 平成15年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業計画(案)について
    - 平成15年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

#### 協議事項(2)

##### <常北町・桂村・七会村合併推進協議会の取り扱いについて>

常北町・桂村・七会村の1町2村は、平成15年3月28日、合併に係る調査・研究を図ることを目的として、常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)を設置しました。

本日まで協議会を3回開催し、法定協議会設置後の協議を念頭に、法定協議会の組織体制や概ね40程度の協議項目の内容、さらには合併方式や合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置という4つの基本的な協議事項について調査・研究を行うなど、一定の役割を果たしたところであります。

一方、合併の実現までには一般的に22か月の期間を要するとされており、合併特例法の期限である平成17年3月まであと2年を切った現在、合併特例法の期限内の合併を検討するためには正式に法定協議会を設置し、合併後の新しいまちづくりについて十分な協議を行っていく必要があります。

このようなことから、常北町・桂村・七会村の1町2村により、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく法定協議会の設置を各町村に

強く要望し、法定協議会設置後改めて本格的な協議を進めていくものです。

したがって、1町2村による任意協議会の役割をここで終了し、本協議会を下記のとおり取扱っていくものとする。

#### 記

##### 1 解散期日

任意協議会の解散日は法定協議会設置日の前日をもって解散する。

##### 2 収支の清算

任意協議会の収支清算については、解散日をもって行う。ただし、清算額の確定については、解散後速やかに行うこととし、清算によって生じる残金については法定協議会予算に編入するものとする。

##### 3 事務の引継

任意協議会の事務については、法定協議会が引き継ぐものとする。

5 常北町・桂村・七会村合併協議会（法定協議会）の設置

常北町・桂村・七会村合併推進協議会（任意協議会）については、3回の会議をもち、法定協議会設置後の協議を念頭に、法定協議会の組織体制や協議項目、合併方式などの基本4項目について調査・研究を行うなど一定の役割を果たしたところであり、合併特例法の期限まで2年を切った中、合併を検討するためには正式に法定協議会を設置し、合併後の新しいまちづくりについて十分な協議を行っていく必要があると判断し、常北町・桂村・七会村の1町2村により、地方自治法に基づく法定協議会の設置し、本格的な協議を進めることとした。

< 法定合併協議会設置に向けた手続きの流れ >

平成 15 年

- |          |                             |          |
|----------|-----------------------------|----------|
| 5月29日    | 法定合併協議会設置協議（事前協議）           |          |
| 6月11,12日 | 各町村議会で法定合併協議会設置議案を議決        | ……………（1） |
| 6月18日    | 法定合併協議会設置に関する協議書を締結         | ……………（2） |
|          | 各町村で法定合併協議会設置を告示            | ……………（3） |
| 6月24日    | 常北町・桂村・七会村合併協議会設置           |          |
|          | 法定合併協議会設置に伴う覚書を締結           | ……………（4） |
|          | 法定合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書を締結 | ……………（5） |
|          | 従事職員の身分の取扱いに関する協定書を締結       | ……………（6） |
|          | 茨城県に法定合併協議会設置届出書を提出         | ……………（7） |

(1) 各町村議会で法定合併協議会設置議案を議決

議案第 号

常北町・桂村・七会村合併協議会の設置に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、常北町・桂村及び七会村合併による新町の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、常北町・桂村・七会村合併協議会を設置する。

平成 15 年 6 月 日

町(村)長

別紙

常北町・桂村・七会村合併協議会規約

(設置)

第1条 常北町,桂村,七会村(以下「1町2村」という。)は,地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき,合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は,常北町・桂村・七会村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会は,次に掲げる事務を行う。

- (1) 1町2村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1町2村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、1町2村の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1町2村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 1町2村の長 3名
- (2) 1町2村の議会の議長及び副議長 6名
- (3) 1町2村の議会がそれぞれ推薦する議員 3名
- (4) 1町2村の長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者 12名
- (5) 1町2村の長が協議して定めた茨城県職員 1名

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、1町2村の長が協議して別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、1町2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、1町2村が負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が1町2村の監査委員のうちから協議会の同意を得て3名を委嘱し、これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会廃止の場合の措置)

第19条 協議会を廃止した場合には、協議会の収支は廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年6月24日から施行する。

#### <議決の状況>

- ・常北町 平成15年6月12日可決(賛成14, 反対3)
- ・桂 村 平成15年6月11日可決(賛成14, 反対0)
- ・七会村 平成15年6月11日可決(賛成10, 反対1)

( 2 ) 法定合併協議会設置に関する協議書を締結

**常北町・桂村・七会村合併協議会設置に関する協議書**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、常北町、桂村、七会村との合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、常北町・桂村・七会村合併協議会を設置する。

平成 15 年 6 月 18 日

茨城県東茨城郡常北町石塚 1428-25

常北町

常北町長 三村 孝信

茨城県東茨城郡桂村阿波山 176

桂村

桂村長 金長 義郎

茨城県西茨城郡七会村徳蔵 637

七会村

七会村長 阿久津 藤男

( 3 ) 各町村で法定合併協議会設置を告示

告示第 号

**常北町・桂村・七会村合併協議会の設置について**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、常北町・桂村・七会村による新町の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、平成 15 年 6 月 24 日をもって常北町・桂村・七会村合併協議会を設置する。

平成 15 年 6 月 日

町長

( 4 ) 法定合併協議会設置に伴う覚書を締結

**常北町・桂村・七会村合併協議会の設置に伴う覚書**

常北町、桂村、七会村(以下「1 町 2 村」という。)は、常北町・桂村・七会村合併協議会(以下「協議会」という。)を設置するにあたり、常北町・桂村・七会村合併協議会規約(以下「規約」という。)第 4 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項第 4 号並びに第 5 号、第 12 条第 2 項、及び第 14 条の規定に基づき協議の上、次のとおり覚書を交換する。

( 協議会の事務所の位置 )

第 1 条 規約第 4 条の規定による協議会の事務所は、常北町役場分庁舎内に置く。

( 会長及び副会長 )

第 2 条 規約第 6 条第 1 項の規定による会長及び副会長は次のとおりとする。

会 長 常北町長 三村 孝信

副会長 桂村長 金長 義郎

副会長 七会村長 阿久津 藤男

(委員)

第3条 規約第7条第1項第4号並びに第5号に規定する委員は、次のとおりとする。

区 分	氏 名			
常北町	所 周 造	大 越 止 男	一 木 邦 彦	富 永 雅 子
桂 村	平 山 力	川 野 辺 博	鈴 木 裕 司	大 森 久 子
七 会 村	青 木 新 三 郎	清 水 良 一	大 塚 啓 司	阿 久 津 理 子
茨 城 県	茨城県県北地方総合事務所長 増 田 一 良			

(幹事会)

第4条 規約第12条第2項の規定による幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙「常北町・桂村・七会村合併協議会幹事会規程」に定めるとおりとする。

(事務局職員)

第5条 規約第14条の規定による協議会の事務に従事する職員については、次のとおりとする。

職 名	氏 名	町 村 名
事 務 局 長	三 村 主	常北町
事 務 局 次 長	小 野 瀬 篤 郎	常北町
総 務 班 長	五 町 義 徳	常北町
計 画 班 長	加 藤 光 明	桂 村
調 整 班 長	小 林 克 成	七会村
書 記	堀 口 祐 一	桂 村
書 記	大 塚 一 彦	七会村

(疑義の決定等)

第6条 この覚書の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又この覚書に定めのない事項が生じたときは、1町2村が協議の上定めるものとする。

(効力の発生及び失効)

第7条 この覚書は、平成15年6月24日から効力が発生するものとする。

2 この覚書は、協議会が解散したときに効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1町2村が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年6月24日

東茨城郡常北町石塚 1428-25  
常北町長 三 村 孝 信  
東茨城郡桂村阿波山 176  
桂 村 長 金 長 義 郎  
西茨城郡七会村徳蔵 637  
七会村村長 阿久津 藤 男

(5) 法定合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書を締結

<b>常北町・桂村・七会村合併協議会委員の身分等 取扱いに関する協議書</b>
常北町・桂村・七会村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員で、常北町・桂村・七会村合併協議会規約第7条第4号の規定により、学識経験を有する者として充てられた委員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。
（身分等）
第1条 規約第7条第4号により、1町2村の長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者については、町又は村の非常勤の職員に任命されたものとする。
（公務災害補償制度の運用）
第2条 協議会の委員で、前条に掲げる学識経験を有する者の公務災害及び通勤災害については、町又は村の公務災害制度を適用し、かつ、当該町又は村において対応（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）するものとする。
（報酬及び費用弁償）
第3条 協議会の関係規定に定める学識経験委員の報酬及び費用弁償は、当該学識経験委員が、非常勤職員の身分を有する町又は村において定めた当該非常勤に係る報酬及び費用弁償とみなす。
平成 15 年 6 月 24 日
茨城県東茨城郡常北町石塚 1428-25 常 北 町 常 北 町 長      三 村   孝 信 茨城県東茨城郡桂村阿波山 176 桂   村 桂 村 長              金 長   義 郎 茨城県西茨城郡七会村徳蔵 637 七 会 村 七 会 村 長      阿久津   藤 男

(6) 従事職員の身分の取扱いに関する協定書を締結

<b>常北町・桂村・七会村合併協議会設置に係る 従事職員の身分の取扱いに関する協定書</b>												
1 従事職員												
常北町長，桂村長，七会村長は、常北町・桂村・七会村合併協議会規約第14条の規定に基づき、それぞれ次の者を指定する。												
< 常北町 >												
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>職 名</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務吏員</td><td>課長補佐</td><td>三 村   主</td></tr><tr><td>事務吏員</td><td>課長補佐</td><td>小野瀬 篤 郎</td></tr><tr><td>事務吏員</td><td>係 長</td><td>五 町 義 徳</td></tr></tbody></table>	名 称	職 名	氏 名	事務吏員	課長補佐	三 村   主	事務吏員	課長補佐	小野瀬 篤 郎	事務吏員	係 長	五 町 義 徳
名 称	職 名	氏 名										
事務吏員	課長補佐	三 村   主										
事務吏員	課長補佐	小野瀬 篤 郎										
事務吏員	係 長	五 町 義 徳										

< 桂村 >

名 称	職 名	氏 名
事務吏員	課長補佐	加 藤 光 明
事務吏員	主 事	堀 口 祐 一

< 七会村 >

名 称	職 名	氏 名
事務吏員	係 長	小 林 克 成
事務吏員	主 事	大 塚 一 彦

2 従事期間

常北町、桂村、七会村の従事職員が従事する期間は、平成 15 年 6 月 24 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

3 従事場所

従事職員の従事する場所は、会長の属する町村とする。

4 身分

従事職員は、当該職員の属する町村の職員の身分を保有するものとする。

5 給与

従事職員の給与は、当該職員の所属町村が負担するものとする。ただし、時間外勤務手当については、協議会が支給するものとする。

6 昇格、昇給及び昇任

従事職員の昇格、昇給及び昇任については、所属町村の関係規定を適用し、所属町村が発令するものとする。

7 旅費

従事職員の旅費は、会長町村の例により、協議会が支給するものとする。

8 勤務条件

(1) 従事職員の勤務時間は、会長町村の職員の例による。

(2) 上記以外の勤務条件は、所属町村の関係規定を適用するものとする。

9 分限及び懲戒

従事職員の分限及び懲戒は、所属町村の関係規定を適用し、所属町村が行うものとする。

10 服務

従事職員の服務は、所属町村の関係規定を適用するものとする。

11 福利厚生

(1) 従事職員の保健、レクリエーション等厚生制度（以下「福利厚生制度」という。）は、所属町村の職員の例によるものとする。

(2) 従事職員にかかる福利厚生制度の維持経費は、所属町村が負担する。

12 共済組合等

(1) 従事職員（茨城県からの派遣職員を除く。以下この項において同じ）は、所属町村の職員として茨城県市町村職員共済組合に加入するものとする。

(2) 従事職員が所属する町村は、従事職員にかかる掛金及び特別掛金を徴収し、これらに見合う所用負担金とともに、茨城県市町村職員共済組合に納付する。

(3) 従事職員に係る茨城県市町村職員共済組合に対する負担金は、所属町村が負担する。

1 3 公務災害補償

(1) 従事職員(茨城県からの派遣職員を除く。以下この項において同じ)の公務上の災害に対する補償の認定手続等は、所属町村が行う。

(2) 従事職員にかかる地方公務員災害補償基金に対する負担金は、所属町村が負担する。

1 4 従事期間の更新

2に定める従事期間の満了日までに、常北町、桂村、七会村から何らかの意思表示もされないときは、当該従事期間は、更に1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

1 5 その他

この協定書の有効期間は、平成15年6月24日から常北町・桂村・七会村合併協議会解散の日までとし、この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか、従事職員の身分取扱い等について定めるべき事項が生じたときは、会長町村と所属町村との協議により定めるものとする。

平成15年6月24日

茨城県東茨城郡常北町石塚 1428-25

常北町

常北町長 三村 孝信

茨城県東茨城郡桂村阿波山 176

桂村

桂村長 金長 義郎

茨城県西茨城郡七会村徳蔵 637

七会村

七会村長 阿久津 藤男

(7) 茨城県に法定合併協議会設置届出書を提出

常北発第 1181号

桂 発第 756号

七会総第 156号

平成15年6月24日

茨城県知事 橋本 昌様

常北町長 三村 孝信

桂村長 金長 義郎

七会村長 阿久津 藤男

常北町・桂村・七会村合併協議会の設置について(届出)

常北町・桂村及び七会村との合併に関する協議及び新町建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、常北町・桂村・七会村合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約(写)
- 3 常北町・桂村及び七会村議会の関係議決書
- 4 常北町・桂村及び七会村議会の会議録

(添付書類)

**合併協議会設置理由書**

常北町，桂村，七会村は，長い歴史の中で共有の文化を持ち，日常生活はもとより，産業，経済において密接な関係を築きながら歩んできました。

昭和 37 年には城北共同放牧一部事務組合を設立し，昭和 39 年には城北共同放牧及び衛生一部事務組合，昭和 63 年には城北地方広域事務組合と名称を改め，ごみ・し尿等を共同で処理し，現在も広域行政に取り組んでいます。

今、21 世紀を迎え、交通網や通信手段の発達などにより、日常生活圏が拡大する一方で、本格的な少子・高齢化が進み、また、地方分権時代の到来や住民ニーズの高度化・多様化、さらには、国・地方の財政状況の悪化に対し、常北町，桂村，七会村でも、これらに対応できる行財政基盤の確立と行財政運営能力の向上が強く求められています。

このような状況の中、常北町，桂村，七会村におきましては、当地域における合併についての調査・研究に取り組むため、平成 13 年 7 月から、町村長，議会正副議長等の会議を持ち，合併推進についての具体的な検討を進めてまいりました。

そして、本年 3 月末には、1 町 2 村の町村長，議会代表，住民代表を構成員といたします「常北町・桂村・七会村合併推進協議会」を設置し、今後の合併協議の進め方などについて協議をした結果、法定協議会を設置し、1 町 2 村の合併について具体的な協議を進めるべきであるとの合意を見たところであり、ここに「常北町・桂村・七会村合併協議会」を設置するものです。

6 合併重点支援地域の指定

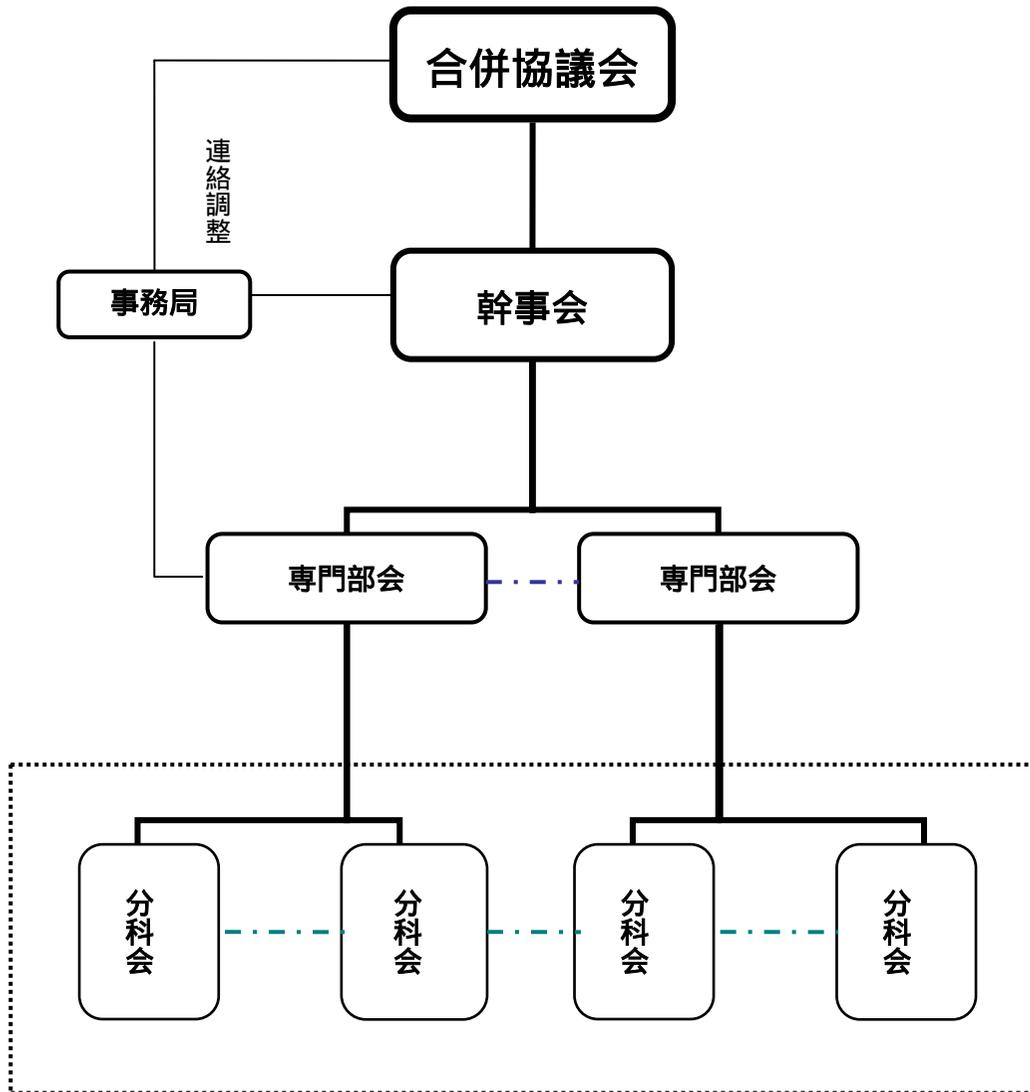
常北町・桂村・七会村合併協議会（法定協議会）の設置に伴い、当地域の合併に向けたより一層の気運醸成を図るため、県知事に合併重点支援地域の指定を要請した。

合併重点支援地域に指定されたことにより、市町村合併に関する様々な県の支援を受けることができた。

	常北発第 1130 号 桂 発第 724 号 七 総第 126 号 平成 15 年 6 月 16 日
茨城県知事 橋本 昌 様	常北町長 三 村 孝 信 桂 村 長 金 長 義 郎 七会村長 阿久津 藤 男
合併重点支援地域の指定について	
常北町、桂村、七会村の 1 町 2 村では、第 2 回定例議会で「常北町・桂村・七会村合併協議会」設置について議決を得て、6 月 24 日に「常北町・桂村・七会村合併協議会」が設置される運びとなりました。	
この合併を実現するため、国の新たな指針に基づく合併重点支援地域の指定を受け、国や県の啓発事業の重点的实施等により、合併に向けたなお一層の気運醸成を図ってまいりたいと考えております。	
つきましては、常北町、桂村、七会村の 1 町 2 村を合併重点支援地域として指定していただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。	

	市町村第 376 号 平成 15 年 6 月 24 日
常北町長 殿 桂 村 長 殿 七会村長 殿（各通）	茨城県知事 橋本 昌
合併重点支援地域の指定について（通知）	
平成 15 年 6 月 16 日付けで要請のありましたこのことにつきましては、下記のとおり指定します。	
記	
指定地域：東茨城郡常北町・東茨城郡桂村・西茨城郡七会村	
指定日：平成 15 年 6 月 24 日	

7 常北町・桂村・七会村合併協議会の組織体系及び構成・役割



構 成	役 割
<b>合併協議会</b> 3 町村の長・議員・学識 経験者で組織	合併に関する協議 市町村建設計画の作成 等
<b>幹事会</b> 助役・収入役・総務及 び企画担当課長等で組 織	合併協議会に提案する事項の調整 合併協議会の運営に関する事項 専門部会間の調整・進行管理 等
<b>専門部会</b> 関係課長等で組織	行政内容現況書の作成 分科会間の調整・進行管理 等
<b>分科会</b> 関係課長補佐～係長等 で組織	行政内容現況書の作成

<合併協議会委員>

(25人)

区 分	役 職	氏 名	備 考
常 北 町	町 長	三 村 孝 信	平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から 平成 16 年 9 月 23 日まで 平成 16 年 9 月 24 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から
	議会議長	園 部 静	
	”	鯉 淵 秀 雄	
	”	小 林 宏	
	議会副議長	永 山 高 男	
	”	浅 野 壽 一	
桂 村	議会議員(1名)	鯉 淵 秀 雄	平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から
	”	阿久津 堅 次	
	村 長	金 長 義 郎	
	議会議長	会 沢 弘 次	
	”	森 田 勝 一	
	議会副議長	広 木 袈裟男	
七 会 村	”	桧 山 年 載	平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から 平成 16 年 2 月 9 日まで 平成 16 年 2 月 10 日から
	議会議員(1名)	高 堀 七 郎	
	”	宮 本 仁	
	村 長	阿久津 藤 男	
	議会議長	福 田 定 夫	
	議会副議長	大座畑 洋 二	
学識経験者	議会議員(1名)	金 子 栄 治	
	住民代表(常北町)	所 周 造	
	住民代表(常北町)	大 越 止 男	
	住民代表(常北町)	一 木 邦 彦	
	住民代表(常北町)	富 永 雅 子	
	住民代表(桂 村)	平 山 力	
	住民代表(桂 村)	川野辺 博	
	住民代表(桂 村)	鈴 木 裕 司	
	住民代表(桂 村)	大 森 久 子	
	住民代表(七会村)	青 木 新三郎	
	住民代表(七会村)	清 水 良 一	
	住民代表(七会村)	大 塚 啓 司	
	住民代表(七会村)	阿久津 理 子	
茨城県職員 (県北地方総合事務所長)	増 田 一 良 安 義 治	平成 16 年 3 月 31 日まで 平成 16 年 4 月 1 日から	

< 幹事会 >

団 体 名	役 職 名	氏 名
常 北 町	助 役 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	横 倉 芳 郎 富 永 郁 夫 海 野 勝 美
桂 村	収 入 役 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	秋 山 和 美 谷 津 信 雄 加藤木 昭 博
七 会 村	助 役 総 務 課 長 総 務 課 長 補 佐	富 田 孝 一 富 田 一 郎 仲 田 克 之

< 専門部会 >

専門部会名	構 成 委 員		
	常 北 町	桂 村	七 会 村
総 務	総務課長 企画財政課長 税務課長 町民課長 産業振興課長 下水道課長 都市建設課長 水道課長 教育委員会事務局長 出納室長補佐	総務課長 企画財政課長 住民課長 税務課長 生活環境課長 産業振興課長 水道課長 出納室長補佐	総務課長 税務課長 保険福祉課長 出納室係長
住 民	町民課長 総務課長 企画財政課長 都市建設課長 保健福祉課長	総務課長 住民課長 生活環境課長 産業振興課長 建設課長 保健福祉課長	総務課長 保険福祉課長 建設課長
保 健 福 祉	町民課長 保健福祉課長	総務課長 住民課長 保健福祉課長 生活環境課長	保険福祉課長 国保診療所事務長
産 業	町民課長 税務課長 産業振興課長 農業委員会事務局長	企画財政課長 住民課長 生活環境課長 産業振興課長 建設課長	総務課長 税務課長 産業課長 中央公民館長
建 設	町民課長 下水道課長 都市建設課長	総務課長 企画財政課長 生活環境課長 産業振興課長 建設課長 下水道課長	総務課長 保険福祉課長 建設課長
水 道	水道課長	総務課長 水道課長	建設課長
教 育	コミュニティセンター常北館長 教育委員会事務局長 公民館長	生活環境課長 教育委員会事務局長 中央公民館長 図書館資料館長	総務課長 教育委員会事務局長 中央公民館長
議会事務局	総務課長 議会事務局長	総務課長 議会事務局長	議会事務局長

印が部会長， 印が副部会長になります。

<分科会>

部会名	分科会名	構 成 員		
		常 北 町	桂 村	七 会 村
総 務	総 務	総務課 教育委員会	総務課 企画財政課	総務課
	人 事	総務課	総務課	総務課
	企 画	総務課 企画財政課 産業振興課	総務課 企画財政課 生活環境課	総務課
	財 政	総務課 企画財政課 出納室	総務課 企画財政課 税務課 出納室	総務課 税務課 出納室
	管 財	企画財政課 都市建設課	総務課	総務課
	電算・情報・ 広 報	総務課 企画財政課 町民課 下水道課 水道課	総務課 企画財政課 住民課 水道課	総務課
	税	企画財政課 税務課 町民課	住民課 税務課 産業振興課	税務課 保険福祉課
	交 通	総務課	生活環境課	保険福祉課
	消 防	総務課	総務課	総務課
住 民	住 民	総務課 町民課 保健福祉課	総務課 保健福祉課 住民課	総務課 保険福祉課
	環 境	町民課 都市建設課	住民課 生活環境課 産業振興課 建設課	保険福祉課 建設課
保健福祉	国 保	町民課 保健福祉課	住民課	保険福祉課 国保診療所
	介護保険	保健福祉課	保健福祉課	保険福祉課
	福 祉	町民課 保健福祉課	総務課 住民課 保健福祉課	保険福祉課 国保診療所

	健康	町民課 保健福祉課	住民課 保健福祉課 生活環境課	保険福祉課 国保診療所
産業	農林	税務課 産業振興課 農業委員会	住民課 生活環境課 産業振興課 建設課	税務課 産業課
	商工観光	町民課 産業振興課	企画財政課 生活環境課 産業振興課	総務課 産業課 中央公民館
建設	建設	都市建設課	産業振興課 建設課	建設課
	住宅	都市建設課	企画財政課 建設課	総務課 建設課
	都市計画	都市建設課	企画財政課 生活環境課 建設課	総務課 建設課
	用地管理	都市建設課	産業振興課 建設課	建設課
	下水道	下水道課 町民課	総務課 下水道課	保険福祉課
水道	水道	水道課	総務課 水道課	建設課
教育	学務	教育委員会 給食センター 幼稚園	教育委員会 給食センター 生活環境課	教育委員会
	社会教育	教育委員会 公民館 コミュニティセンター-常北	教育委員会 中央公民館 図書館・資料館	教育委員会 中央公民館 総務課
	社会体育	教育委員会 公民館	教育委員会 中央公民館	教育委員会
議会事務局	議会	総務課 議会事務局	総務課 議会事務局	議会事務局

専門部会の部会長をもつ町村が、分科会の分科会長になります。

また、印が分科会長になります。

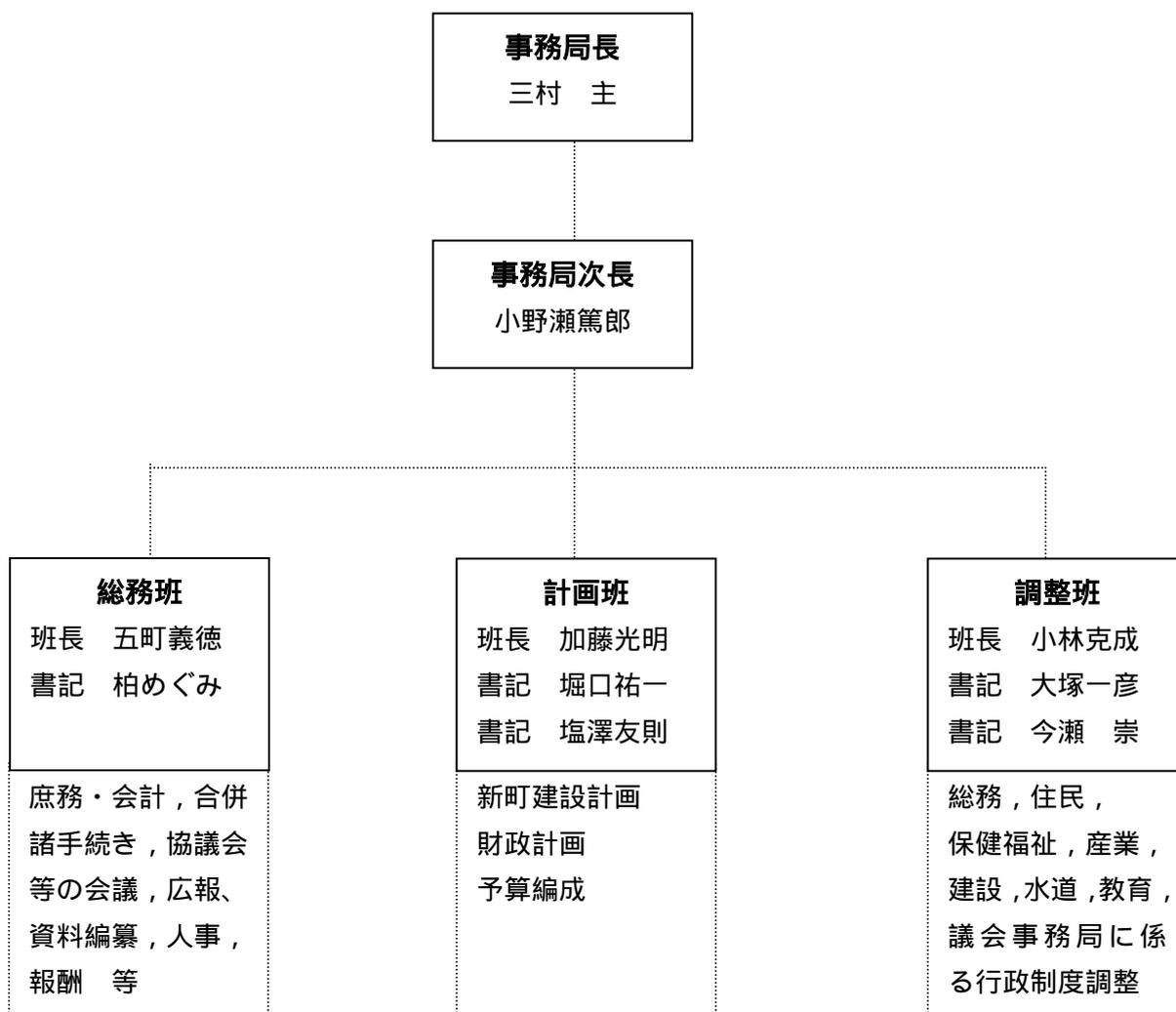
<事務局>

平成 16 年 3 月 31 日まで

班区分	氏名	所属
事務局長	三村 主	常北町企画財政課課長補佐
事務局次長	小野瀬 篤郎	常北町企画財政課課長補佐（茨城県派遣）
総務班	五町 義徳	常北町企画財政課係長
	柏 めぐみ	桂村総務課主事
計画班	加藤 光明	桂村総務課課長補佐
	堀口 祐一	桂村総務課主事
	塩澤 友則	七会村総務課主事
調整班	小林 克成	七会村総務課係長
	大塚 一彦	七会村総務課主事
	今瀬 崇	常北町企画財政課主事補

全員事務局専任

【事務局体制図】



平成 16 年 4 月 1 日から

班区分	氏名	所属
事務局長	三 村 主	常北町企画財政課課長補佐
事務局次長	小野瀬 篤 郎	常北町企画財政課課長補佐（茨城県派遣）
総務広報班	五 町 義 徳	常北町企画財政課主査兼係長
	柏 めぐみ	桂村総務課主事
調整推進班	小 林 克 成	七会村総務課係長
	堀 口 祐 一	桂村総務課主事
	江 幡 守 仁	桂村総務課主事
	大 塚 一 彦	七会村総務課主事
	塩 澤 友 則	七会村総務課主事
	今 瀬 崇	常北町企画財政課主事補

全員事務局専任

【事務局体制図】

